



建築物点検シリーズⅡ

敷地編その2

前号に引き続き、今回も敷地編についてご紹介いたします。
 建物の点検に集中するあまり、つい見落とししやすい敷地等の点検ですが、実際は危険が多く潜んでいます。

特に擁壁、塀については、通行者等の人命に関わることもあり、点検はより慎重に行う必要があります。今回はそれらの点検についてご説明いたします。

まず点検する際は、車等の通行に十分注意してください。

また、隣地との境界になっている塀等の場合、近隣住民とのトラブルを避けるため、必ず主旨を説明した上で点検されることをおすすめします。

服装ですが、外まわりは汚れやすいところが多いので、できれば作業服、ゴム長靴等での点検がよいでしょう。

なお、最近は塀に落書きされる等の事件も発生しております。点検時だけでなく、日頃からのチェックも大切だと思われます。

 部位：擁壁等		劣化現象等
方法：【目視】	点検周期 3年	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい傾き、き裂、はらみ等はないか。 ・転倒のおそれはないか。 ・水抜き穴のつまりはないか。
		対応策・応急措置等
		<ul style="list-style-type: none"> ・劣化現象の原因を確認する。転倒などに進行するおそれがある場合は立ち入り禁止措置を講じる。



 部位：塀		劣化現象等
方法：【目視】	点検周期 3年	<ul style="list-style-type: none"> ・金属フェンス等に著しい変形、破損、錆、腐食、ゆるみ等はないか。 ・基礎部に著しいき裂等はないか。
		対応策・応急措置等
		<ul style="list-style-type: none"> ・軽度のさびはケレンのうえ塗装改修。 ・著しい基礎の損傷はコンクリートの根巻直し等を検討する。

